

監査委員公表第660号

令和2年3月31日付け監査第849号で提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県知事及び大分県教育委員会教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月4日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	木	付	親	次
大分県監査委員	原	田	孝	司

指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(知事部局・総務部)		
大分県南部振興局	令和元年 11 月 7 日 (事務事業監査)、11 月 27 日	<p>指摘事項</p> <p>E T Cカードや大手町駐車場プリペイドカードの使用簿について、保管責任者は当該カードの交付及び返納の際には使用簿に確認の押印をしなければならないが、定期監査以降、数箇月にわたり押印がないほか、郵券証紙類受払簿については受払いの記載が多数漏れている事例などが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>E T Cカードや大手町駐車場プリペイドカードの使用簿及び郵券証紙類受払簿は、受払いの都度必ず記載をし、決裁をとることを徹底するとともに、週に一度、総務班第一班総括がチェックを行うこととした。</p> <p>また、引継ぎの際には、後任者に物品管理マニュアル等を示し、正確に業務内容を引き継ぐよう指導した。</p>
大分県西部振興局	令和元年 10 月 29 日 (事務事業監査)	<p>指摘事項</p> <p>(事務事業監査)</p> <p>里のくらし支援事業により、事業実施主体が補助事業の一部として購入した車両について、事業計画書に記載された使用が確認できない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>補助金で購入した車両について、補助事業に係る実績確認が不十分であり、事業計画と異なる使用が判明したので、当該事業者に対し自動車運転日誌を整備させるとともに、事業計画に沿った使用を行うよう指導した。</p> <p>また、当該事業者と協議し、地域の実情に応じた有効的な活用を図ることを目的として、当該車</p>

		両の使用の対象となる事業（地域の高齢者の支援活動）に拡大することを承認した。
（教育庁及び教育機関）		
鶴崎工業高等学校	令和元年5月30日	<p>指摘事項</p> <p>現金出納表について、3～7日分をまとめて記載し、さらに記載事項に誤りがあった事例や、領収書受払簿について、払出し後の回覧決裁や年度の繰越処理が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>現金出納表については、指摘があったものは速やかに訂正回覧を行った。その後は、現金出納時にその都度の記載と、関連する帳票を同時に確認し、決裁を行っている。</p> <p>領収書受払簿については、指摘があったものは速やかに回覧決裁を行った。後は特に年度繰越時等においては、担当、事務長ともに細心の注意を払い確実な事務処理を行う。</p>
大分支援学校	令和元年9月10日	<p>指摘事項</p> <p>支出事務について、支出命令書の決裁、出納機関の審査がなかったにも関わらず支払決定を行い支出していた事例など不適正な手続が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>全ての会計書類を精査し、関係書類を整備した。今後は支出負担行為・決議書・支出命令書の起案者と、出納機関としての審査・支払決定担当者を別にし、出納機関の審査体制を確立する。また、業務の進捗状況を把握し、会計処理の遅延防止を図る。</p>